令和4年3月31日 要綱第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町住民提案型まちづくり事業実施要綱(令和4年要綱第22号。以下「実施要綱」という。)第8条の規定により採択された事業に対し、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関して、猪名川町補助金等交付要綱(昭和49年要綱第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象は、実施要綱第8条の規定により事業を採択された提案団体とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、実施要綱第8条の 規定により採択された事業を提案団体が実施主体として行い、その活動の内容、時期、 経費等がその活動の目的を達成するために適当であると町長が認めた事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助対象としない。
 - (1) 地域住民の自由な参加を認めない、特定の者のみにより実施する事業
 - (2) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業
 - (3) 事業効果に持続性及び発展性が欠けると認められる事業
 - (4) 町の本補助金以外の財政支援の対象となっているもの
 - (5) 同一の住民活動について、過去に3回本補助金の交付を受けた事業 (補助対象経費)
- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1のと おりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の総額とする。ただし、補助限度額は100, 000円とし、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 住民提案型まちづくり事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 住民提案型まちづくり事業収支予算書(様式第3号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、町長の承認を得ること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、町長が補助事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
 - (4) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5年間保管しておくこと。
 - (5) 補助事業の遂行に関しては、猪名川町補助金等交付要綱及びこの要綱の規定を遵守すること。
 - (6) その他町長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

- 第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定は なかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(補助事業の変更及び承認)

- 第10条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 住民提案型まちづくり事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 住民提案型まちづくり事業収支予算書(様式第3号)
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を審査のうえ承認した場合 には、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業計画変更承認書(様式第6号)によ り補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止、廃止及び承認)

- 第11条 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、猪名川町住民 提案型まちづくり事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を町長に提出し なければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を審査のうえ承認した場合 には、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業中止(廃止)承認通知書(様式第8 号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業完了報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)又は第7条に規定する交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに町長に提出しなければならない。
 - (1) 住民提案型まちづくり事業実績報告書(様式第10号)
 - (2) 住民提案型まちづくり事業収支決算書(様式第11号)
 - (3) 補助対象経費の領収書等の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(確定通知)

第13条 町長は、前条に規定する補助事業の完了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金確定通知書(様式第12号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第14条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、猪名川町住民提案型まちづく り事業補助金交付請求書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(概算払い)

- 第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、第7条に規定する補助 金交付決定額の範囲において当該補助金の概算払いをすることができる。
- 2 前項の規定による概算払いを受けようとする補助事業者は、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金概算交付請求書(様式第14号)に第7条の交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(交付取消等)

- 第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決 定又は確定を取消し、又は変更することができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
 - (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。
 - (6) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

- 第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が

交付されているときは、補助事業者に対し、期間を定めてその返還を命ずるものとする。 (補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第17条の規定は、 同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第4条関係)

項目	内容
報償費	講師謝金等
	※補助対象経費総額の1/2を上限とする。
消耗品費	文具等
食糧費	講師お茶代等
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、プログラム等の印刷製本費
光熱水費	会場の光熱水費、暖房用燃料費等
賄材料費	料理教室に使用する食材料費等
役務費	郵送代、保険料、クリーニング代、講師謝金の振込手数料等
委託料	警備・会場設営等の専門的業務の委託費用
使用料・賃借料	事業及び打ち合わせに係る会場使用料、機器使用料等
その他の経費	町長が認めたもの

注)上記経費のうち、社会通念上、補助することが適当と認められない経費については対象 経費としない。

猪名川町長 様

住 所団体名代表者名

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付申請書

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金の交付を受けたいので、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

テーマ (まちづくりの方向)		
施策		
事業の名称		
事業費		円
交付申請額		円
事業完了予定日	年 月 日 ※申請年度内に完了すること	
添付書類 (申請時に要確認)	□事業実施計画書(様式第2号) □収支予算書 (様式第3号) □その他()

住民提案型まちづくり事業実施計画書

団体名		
テーマ		
(まちづくりの方向)		
施策		
事業の名称		
	実施時期	事業の内容(事業の名称、場所、参加予定人数等)
事業の内容とスケジュール		

住民提案型まちづくり事業収支予算書

収入		(単位:円)
科目	予算額	説明
町補助金		住民提案型まちづくり事業補助金
自己資金		
事業収入		
その他収入		
総計		※支出額合計と同額であること

支出 (単位:円)

ДШ		(十) (十) (十)
科目	予算額	説明(数量・単価など具体的に記入してください)
報償費		
消耗品費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
賄材料費		
役務費		
委託料		
使用料・賃借料		
手数料		
その他の経費		
補助対象内経費小計①		
対		
象		
外		
補助対象外経費小計②		
冊別別家乃胜負力間包		
総計 (①+②)		※収入額合計と同額であること

補助対象内経費小計①≧町補助金

第 号年 月 日

様

猪名川町長 印

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付決定をしたので、猪名川 町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定金額 金 円
- 3 補助条件
- (1)補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、町長の承認を得てください。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けてください。
- (3) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、町長が補助事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (4) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (5)補助事業の遂行に関しては、猪名川町補助金等交付要綱及び猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

猪名川町長 様

住 所団体名代表者名

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金に係る 事業について事業計画の変更をしたいので、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第10 条の規定により次のとおり申請します。

事業名						
変更の理由						
変更の内容						
補助対象経費	変更前		円	変更後		円
交付申請額	変更前		円	変更後		円
添付書類 (申請時に要確認)	□収支予算	重計画書(様式第2号) 重書(様式第3号) ()	

第 号年 月 日

様

猪名川町長 印

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった事業計画変更について、下記のとおり承認をしたので、猪名川町住 民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定金額 金

円

- 3 補助条件
- (1)補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、町長の承認を得てください。
- (2)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けてください。
- (3) 補助事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、町長が補助事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (4) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (5)補助事業の遂行に関しては、猪名川町補助金等交付要綱及び猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

猪名川町長 様

住 所団体名代表者名

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金に係る 事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要 綱第11条の規定により次のとおり申請します。

記

1 中止 (廃止) の理由

2 中止 (廃止) 年月日 年 月 日

 第
 号

 年
 月

 日

様

猪名川町長 印

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業中止(廃止)承認通知書

年 月 日付で申請のあった事業中止(廃止)について、下記のとおり承認をしたので、猪名川 町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

年 月 日付 第 号で申請のあった猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金に係る事業について、承認申請書に記載のとおり中止(廃止)する。

猪名川町長 様

住 所 団体名 代表者名

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金事業完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。 なお、本書に添付している領収書の写しは原本と相違ないことを証明します。

事業名								
精算額			円	(収支決算	書のま	ちづくり事業	補助金の額)	
事業実施期間	年	月	日から	年	月	日まで		
添付書類	□事業実績	報告書	(様式第10) 号)				
(報告時に要確認)	□収支決算	書 (様	式第11号)					
	□参考資料	(記録	写真、チラミ	ン、新聞記	事、領	収書の写し等	()	

住民提案型まちづくり事業実績報告書

団体名		
テーマ(まちづくり		
の方向)		
施策		
事業の名称		
	実施日	事業の内容(事業の名称、場所、参加人数等)
事業内容		
7.76.71		
※補助金を活用して		
実施した事業の内容		
を具体的にご記入下		
さい		
事業実施による成果		
備考		
	I	

総計

住民提案型まちづくり事業収支決算書

収入			(単位:円)
科目	決算額	説明	
町補助金		住民提案型まちづくり事業補助金	
自己資金			
事業収入			
その他収入			

 支出
 (単位:円)

 科目
 決算額
 説明(数量・単価など具体的に記入してください)

※支出額合計と同額であること

科目	決算額	説明 (数量・単価など具体的に記入してください)	領収書番号
報償費			
消耗品費			
食糧費			
印刷製本費			
光熱水費			
賄材料費			
役務費			
委託料			
使用料・賃借料			
手数料			
その他の経費			
補助対象内経費小計①			
対			
象			
外			
補助対象外経費小計②			
総計 (①+②)		※収入額合計と同額であること	

補助対象内経費小計①≧町補助金

 第
 号

 年
 月

 日

様

猪名川町長 印

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金について、下 記のとおり交付額を確定したので、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第13条の規定 により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付確定額 金 円

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名 印

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付確定のあった標記の補助金について、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付確定額 (a) 金 円

概算交付済額(b) 金 円

請求額(a-b) 金

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

印

猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金概算交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記の補助金について、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

- 1 概算交付請求額 金 円
- 2 概算交付が必要な理由
- 3 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し